

凍結植物の取扱いの一部変更について

一般社団法人 神戸植物検疫協会

① 植物検疫証明書の取扱いについて

＜輸入禁止品、栽培地検査対象植物（別表 1-2 の第 1～5 項 センチュウが対象の植物）、4 次改正で追加となった特別な検疫措置の対象とする検疫有害動植物（別表 2-2 の追記が必要な植物）を凍結させたもの（以下輸入禁止品等と略す）＞

例：アメリカ産ブロッコリー、中国産キャベツ、ハクサイ等

- ・輸出国政府が発給する植物検疫証明書（「 -17.8°C 以下」の記載が必要）、または、植物防疫課長が認める公的機関が発行した証明書（「 -17.8°C 以下」の記載が必要）が必要である。

＜輸入禁止品等以外の植物を凍結させたもの＞

- ・輸出国政府が発給する植物検疫証明書（「 -17.8°C 以下」の記載が必要）、または、植物防疫課長が認める公的機関が発行した証明書（「 -17.8°C 以下」の記載が必要）または、輸出者もしくは製造者が発行した証明書（「 -17.8°C 以下」の記載が必要）が必要である。

② 検査不要品の判定方法の変更について

現行

＜輸入禁止品等＞

- ・加熱温度と時間が記載された製造工程表を提出し、検査時に一部サンプルを採取し、帰所後 解凍し加熱が十分かどうかを判定する方法（加工による判定）

＜輸入禁止品等以外の植物を凍結させたもの＞

- ・上記の（加工による判定）方法の他に、加熱温度と時間が記載された製造工程表を提出し、カートンもしくは小売用袋に「加熱してあります、ブランチング」等の記載があるかどうかを判定する方法（表示による判定）

変更後

- ・輸入禁止品等についても（表示による判定）が出来ることとなった。

まとめ

- ・凍結植物の検査不要品の判定方法については、どの植物についても加熱温度と時間が記載された製造工程表を提出すれば、（表示）・（加工）どちらでも判定することが出来ることとなった。